

**令和3年度種子島滞在型観光促進事業
「女子旅プロモーション事業業務委託」公募仕様書**

1. 業務名

女子旅プロモーション事業

2. 業務の目的

「種子島」は、鉄砲伝来とロケットの島としては有名ではあるが、それ以外の地域資源の魅力発信が上手くできておらず、隣の世界遺産の島「屋久島」に比べて、観光客が少ない状況である。

そこで、種子島の魅力を女性の視点での発掘と発信により、さらなる誘客や新しい時代のニーズにマッチした観光商品づくりにつなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4. 業務の内容

国内旅行が好きで、写真・カメラを趣味とする若手女性（通称：カメラガールズ）に来島してもらい地域観光の魅力調査や掘り起こし、モデルコースの草案作成と体験及びLINEアンケート調査、ブラッシュアップミーティング・アイデアの提出、写真納品やSNS等への投稿による情報発信などを業務内容とする。具体的には、次のとおりである。

（1）委託業務の企画設計及び進行管理

地域の課題やニーズを伺いながら、企画設計を行うこと。また、進行管理を行い、関係機関との連絡調整など行うこと。

（2）基本業務

①女子旅研究家のアサイン

適任者をアサインすること。また、2名までとすること。

②事前調査

アサインされた女子旅研究家は、SNSなどのツールを駆使して地域の魅力的なコンテンツ調査を行い、それをリスト化すること。

③地域推奨スポットの精査

地域（1市2町）が推進したいスポットリストを提供してもらい、各スポットを女性視点で評価すること。

④モデルコースの草案作成

③・④でねん出した1市2町を交えた魅力的なスポットを取り入れた「女子旅のモ

デルコース」を作成すること。

⑤旅の体験・撮影（2泊3日まで）

④で作成したモデルコースを実際に体験し撮影すること。なお、体験者は、女子旅研究者2名とスタッフ2名までとする。

⑥ブラッシュアップミーティング・アイデアの提出

モデルコースを体験し、感じた改善点や課題を洗い出し、提出すること。

⑦写真納品・Instagram投稿

撮影した写真素材を永久的に使用できる使用权とともに納品すること。また、女子旅研究者が各自のInstagramで発信すること。

ア. 女子旅研究者1名につき100枚(1市2町各スポットを撮影)(合計200枚)

イ. J P E Gデータ最大サイズ

ウ. 女子旅研究者からInstagram投稿(1名9回投稿以上)

(3) 検証業務

①造成したモデルコースのLINEアンケート調査等

スポットの魅力度・行きたいと思う度合い・かけられる費用・希望の交通手段・懸念点など取得したい項目を作成し、LINEアンケート等を実施すること。

②アンケート調査結果・考察資料の提出

アンケート結果及び考察資料を提出すること。なお、アンケート結果は、エクセルデータ(CSV)、考察資料は、pptxとする。

(4) 発信業務

ブランディングPR・情報発信として、TRAVELカテゴリーに掲載する記事を作成し、Instagram投稿による情報発信を行うこと。

(5) 成果品の提出

委託業務終了後、速やかに下記の成果品を提出すること。なお、成果品に瑕疵など確認された場合には、業務担当者の指示に従い必要な処理を行うこと。この場合、費用は、受託者が負担するものとする。

①業務実施報告書

業務実施報告書(様式任意)を5部提出すること。なお、報告書は、委託業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

②電子記録媒体

報告書電子データを入れた電子記録媒体(CD又はDVD)を5枚提出すること。

(6) 著作権等の取扱い

①著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、種子島観光協

会に帰属する。

② 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、種子島の観光振興に資し、適当と認められる場合に限り、種子島観光協会が行うものとする。

③ 権利関係の処理

- ア. 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うものとする。なお、それに係る費用は、委託料に含むものとする。
- イ. 委託者及び受託者が従前から所有していた写真等の素材を使用する場合についても、前記ア. のとおりとする。
- ウ. 広報資材に地図データを使用する場合は、権利が種子島観光協会に帰属するように調製すること。
- エ. 第三者からの異議申し立て及び紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- オ. 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、種子島観光協会と受託者で協議するものとする。

(7) その他・業務遂行上の留意点

- ① 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、予算の範囲内において、本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- ② 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。
- ③ 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- ④ 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、種子島観光協会と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。
- ⑤ 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、種子島観光協会と協議の上、許可を受けること。
- ⑥ 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を種子島観光協会の許可なく公表、貸与、使用、複写または、漏洩してはならない。
- ⑦ 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る費用は、受託者の負担とする。
- ⑧ 業務に必要な資料及びデータ等で提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によっては内容の変更、中止等の判断を双方で協議し決定する。
- ⑩ 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、すみやかに種子島観光協会と協議の上、適切に実施すること。